

| | |
|----------------------|--|
| <p>三重県 (事務局)</p> | <p>委員の皆様におかれましては、お忙しい中、ご出席いただき誠にありがとうございます。</p> <p>まず、開催に先立ちまして、建築開発課長の太田から、あいさつ申し上げます。</p> <p>(幹事 三重県建築開発課長から挨拶)</p> <p>それでは、実質的な審議に入ることになりますが、三重県開発審査会条例第4条第2項の規定に基づき、会長及び3人以上の委員が出席しなければ会議を開くことができないとされています。本日は、現時点で会長及び4人が出席されていますので、本日の審査会は成立することを報告させていただきます。</p> <p>なお、本日、1名の委員が、所用により遅れて会議に参加されます。</p> <p>本日ご審議いただきますのは包括議決案件が三重県15件、津市8件、松阪市24件、桑名市7件、鈴鹿市28件です。本審査案件は三重県、津市、松阪市が各1件です。</p> <p>また、本日は提案基準の改正の案件が1件あります。</p> <p>なお、進行の都合上、本日は包括議決案件の報告の後、提案基準の改正についてご審議いただき、続いて本審査案件の審議をお願いします。</p> <p>審議については、「三重県開発審査会の公開に関する方針」により、包括議決案件は公開、本審査案件は、法人の利益に関する情報が含まれることから、非公開となります。</p> <p>なお、本日の傍聴者は、いません。</p> |
| <p>会長</p> | <p>まず、第235回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。</p> <p>事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、これにて第235回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>続いて、第236回開発審査会の議事録及び審議概要のご確認をお願いします。</p> <p>事前にご確認いただいているかと思いますが、なにか修正等はございますでしょうか。</p> |
| <p>会長</p> | <p>それでは、これにて第236回開発審査会の議事録及び審議概要を確定したいと存じます。</p> |
| <p>会長</p> | <p>次に、包括議決案件について、まず三重県分から説明をお願いします。</p> |
| <p>三重県</p> | <p>(包括議決案件 15件の報告)</p> |

| | |
|----------------|---|
| (処分庁) | |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、次に津市分の説明をお願いします。 |
| 津 市 (処分庁) | (包括議決案件 8 件の報告) |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、次に松阪市分の説明をお願いします。 |
| 松 阪 市 (処分庁) | (包括議決案件 24 件の報告) |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、次に桑名市分の説明をお願いします。 |
| 桑 名 市 (処分庁) | (包括議決案件 7 件の報告) |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、次に鈴鹿市分の説明をお願いします。 |
| 鈴 鹿 市 (処分庁) | (包括議決案件 28 件の報告) |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | それでは、三重県15件、津市8件、松阪市24件、桑名市7件、鈴鹿市28件の包括議決案件の報告を終了します。 |
| 会 長 | 次に「提案基準17の改正について、三重県から説明してください。 |
| 三 重 県 | (提案基準17の改正についての案を説明) |
| 会 長 | ご質問等ございませんでしょうか。 |

| | |
|----------------|-------------------------------------|
| 委 員 | はい。 |
| 会 長 | 本日欠席の委員の意見があれば事務局から報告してください。 |
| 三 重 県 (事務局) | 事前説明の際に、確認しましたが、「問題ないと考える。」とのことでした。 |
| 会 長 | それでは、提案基準 17 の改正につきましては、異議なしとします。 |

* これより先は、3 件の本審査案件の審議であり、第 237 回三重県開発審査会の本審査案件は、法人の許可申請に係る妥当性及び適合性を審査するもので、法人の利益に関する情報が含まれる事項について取り扱うものであることから、三重県情報公開条例第 27 条第 1 号の規定に基づき、非公開として取り扱っています。

1 都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ア 申請地：三重郡川越町地内
- イ 建築物の用途：障がい者福祉ホーム・避難施設
- ウ 主な意見や質問
特に、意見や質問はなかった。
- エ 結論
承認した。

2 都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づく開発行為許可申請に関する議案

- ア 申請地：津市地内
- イ 建築物の用途：老人デイサービスセンター併用住宅型有料老人ホーム
- ウ 主な意見や質問
特に、意見や質問はなかった。
- エ 結論
承認した。

3 都市計画法第 42 条第 1 項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に関する議案

- ア 申請地：松阪市地内
- イ 建築物の用途：住宅型有料老人ホーム（定員 37 名）
- ウ 主な意見や質問
駐車場の駐車枠の並べ方を見直した方がいいのではないか、との意見があった。
- エ 結論
承認した。

4 備考

津市及び松阪市の本審査案件については、会長及び 5 名の委員が出席し、審議した。その他の案件については、会長及び 4 名の委員が出席し、審議した。